

議案第 39 号

宇部市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

下記のとおり宇部市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定することについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成１３年法律第１２０号。以下「法」という。）第３条第３項の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 指定する郵便局の名称及び所在地

名 称	所 在 地
宇部郵便局	宇部市常盤町二丁目 1 番 2 3 号
宇部中野郵便局	宇部市厚南中央六丁目 4 番 1 1 - 1 号
床波郵便局	宇部市床波二丁目 5 番 3 0 号
東岐波郵便局	宇部市大字東岐波 2 1 5 3 番地 3

2 指定する郵便局において取り扱う事務

- (1) 法第2条第6号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務
- (2) 法第2条第7号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付

付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

- (3) 法第2条第8号に規定する個人番号カード記録事項の変更に伴う届出の受付、当該届出に係る個人番号カードの受付及び個人番号カード記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じた後の返還に係る個人番号カードの引渡しに関する事務

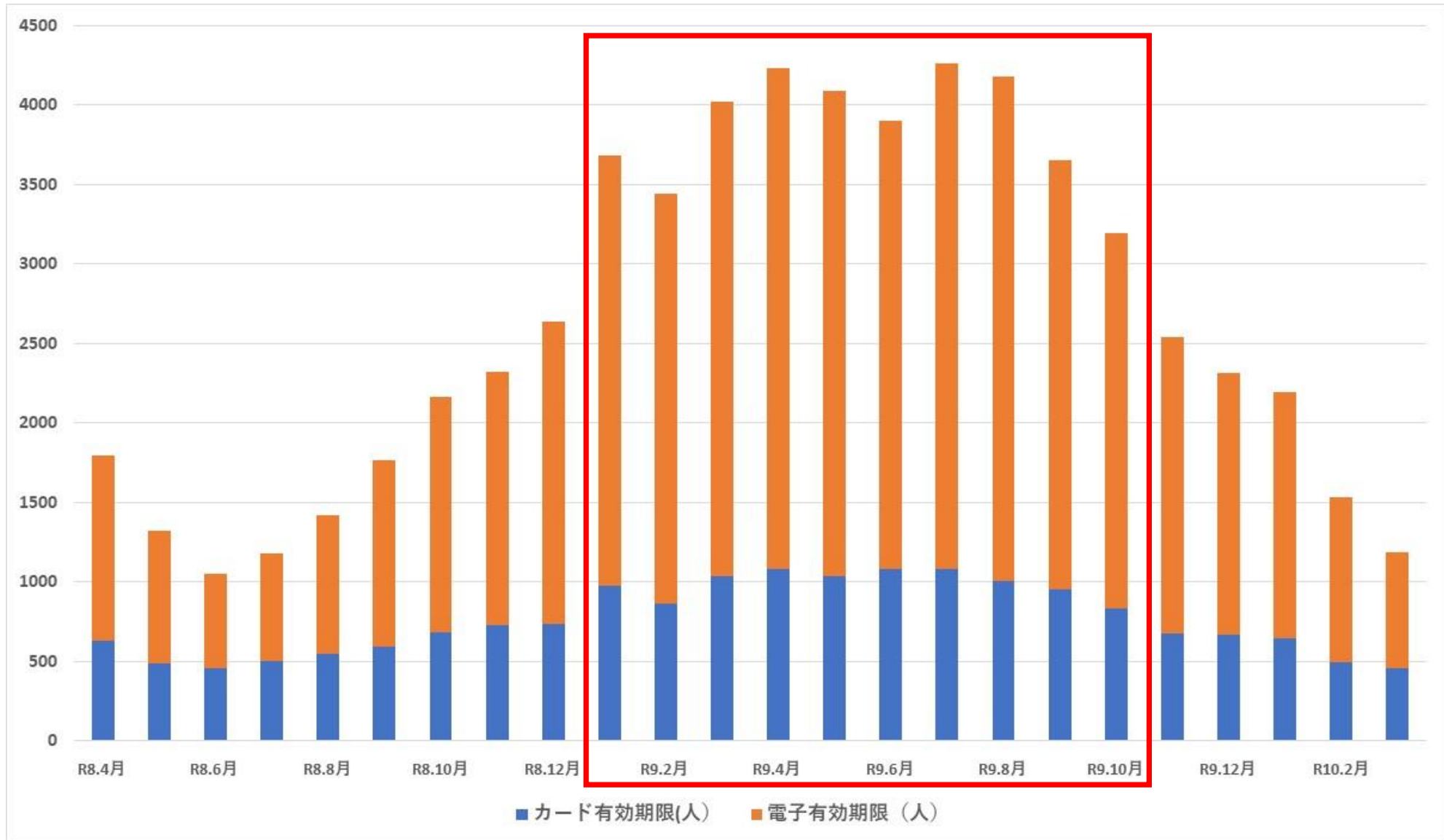
3 指定する期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

ただし、当該指定期間が満了する日の3か月前までに、宇部市及び日本郵便株式会社のいずれもが委託事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該指定期間を1年間延長することとし、以後も同様とする。

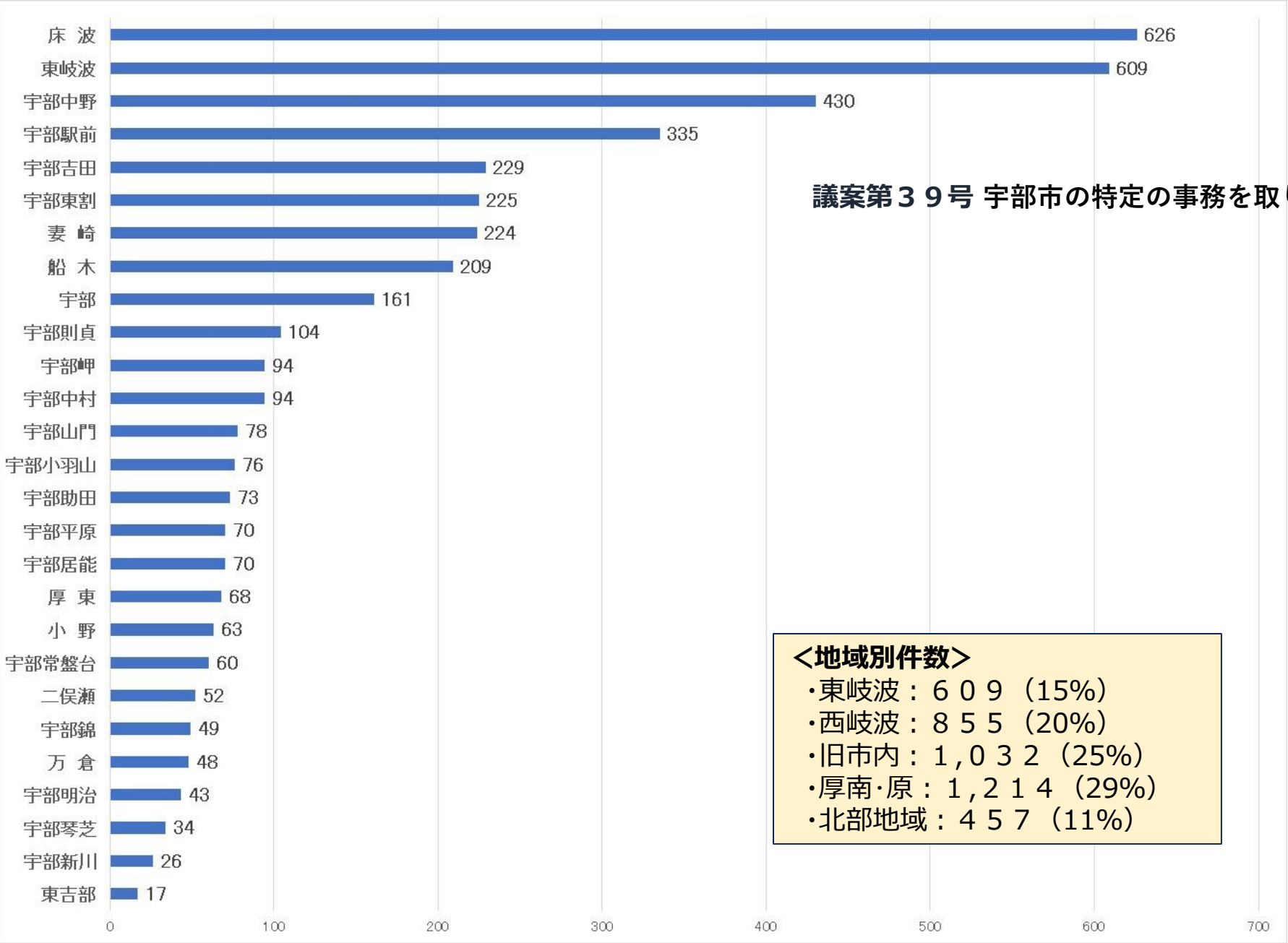
カード・電子証明書の更新対象者

議案第39号 宇部市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について



★令和9年1月～10月にかけて、電子証明書の更新件数の増加が見込まれる。〔前年同期比の約2.1倍〕

郵便局での申請支援件数（R5.6月～R7.12月までの累計：4,167件）



議案第39号 宇部市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

<地域別件数>

- ・東岐波：609（15%）
- ・西岐波：855（20%）
- ・旧市内：1,032（25%）
- ・厚南・原：1,214（29%）
- ・北部地域：457（11%）

議案第二十六号

宇部市ふれあいセンター条例中一部改正の件

宇部市ふれあいセンター条例（昭和五十一年条例第二十五号）の一部を次のように改める。

令和八年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

別表中「一三〇円」を「一五〇円」に、「二六〇円」を「三一〇円」に、「五三〇円」を「六三〇円」に改め、同表備考中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

1 使用料は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による消費税額及び地方消費税額を含む。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇部市ふれあいセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

「説明」

受益者負担の適正化を図るため、使用料を見直すとともに、その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表

別表（第五条関係）

区分	使用料の額	
	午前九時から午後一 〇時まで	一時間につき
大集会 五〇平方メートル未満		一三〇円
議室、 和室、 五〇平方メートル以上		二六〇円
調理室 一〇〇平方メートル未満		五三〇円
一〇〇平方メートル以上		

備考

3 | 2 | 1 |

別表（第五条関係）

区分	使用料の額	
	午前九時から午後一 〇時まで	一時間につき
大集会 五〇平方メートル未満		一五〇円
議室、 和室、 五〇平方メートル以上		三一〇円
調理室 一〇〇平方メートル未満		六三〇円
一〇〇平方メートル以上		

備考

1 | 使用料は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による消費税額及び地方消費税額を含む。

4 | 3 | 2 |

【目 的】

受益者負担の適正化を図るため、使用料を見直すとともに、
その他所要の整備を行うもの。

【概 要】

1 主な改正内容

○ふれあいセンターの使用料を下記のとおり改定する。（一律20%の増額）

区分		改定前	改定後
大集会室、 会議室、 和室、 調理室	50㎡未満	130円	150円
	50㎡以上 100㎡未満	260円	310円
	100㎡以上	530円	630円

※午前9時から午後10時まで1時間につき

○使用料は、消費税法及び地方税法の規定による消費税額及び地方消費税額を含むことを明記

2 施行日

令和8年10月1日

議案第二十四号

宇部市体育施設条例中一部改正の件

宇部市体育施設条例（平成十七年条例第三十七号）の一部を次のように改める。
令和八年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

別表一の表中

	八二〇円	一、六五〇円	二、四七〇円
四、九五〇円	九、九〇〇円	一四、八五〇円	
一、九八〇円	三、九七〇円	五、九二〇円	
七、九一〇円	一五、八二〇円	二三、七七〇円	
			九四〇円
			四七〇円
四〇〇円	四〇〇円	五二〇円	
二〇〇円	二〇〇円	二六〇円	
一〇〇円	一〇〇円	一三〇円	
卓球台一台につき 一〇〇円	卓球台一台につき 一〇〇円	卓球台一台につき 一三〇円	
			一二〇円
			一二〇円
			一八〇円
			三二〇円
			二四〇円

を

九八〇円	一、九八〇円	二、九六〇円
五、九四〇円	一一、八八〇円	一七、八二〇円
二、三七〇円	四、七六〇円	七、一〇〇円

[illegible]

別表二の表中

卓球台一台につき 一〇〇円	卓球台一台につき 一〇〇円	卓球台一台につき 一三〇円
卓球台一台につき 一〇〇円	卓球台一台につき 一〇〇円	卓球台一台につき 一三〇円
卓球台一台につき 二〇〇円	卓球台一台につき 二〇〇円	卓球台一台につき 二六〇円
卓球台一台につき 四〇〇円	卓球台一台につき 四〇〇円	卓球台一台につき 五二〇円
卓球台一台につき 四、九五〇円	卓球台一台につき 六、六〇〇円	卓球台一台につき 一四、四三〇円
卓球台一台につき 一、三五〇円	卓球台一台につき 一、六〇〇円	卓球台一台につき 二、八八〇円
卓球台一台につき 三、三〇〇円	卓球台一台につき 三、九六〇円	卓球台一台につき 九、〇七〇円
卓球台一台につき 八〇〇円	卓球台一台につき 八〇〇円	卓球台一台につき 一、四六〇円

二四〇円	二四〇円	三一〇円
四八〇円	四八〇円	六二〇円
五、九四〇円	七、九二〇円	一七、三一〇円
一、六二〇円	一、九二〇円	三、四五〇円
三、九六〇円	四、七五〇円	一〇、八八〇円
九六〇円	九六〇円	一、七五〇円

一二〇円	一二〇円	一五〇円
卓球台一台につき 一二〇円	卓球台一台につき 一二〇円	卓球台一台につき 一五〇円

に改める。

別表三の表中

	七二〇円	八九〇円
	三六〇円	四四〇円
	一八〇円	二二〇円
	二一〇円	二四〇円
	四二〇円	六〇〇円
	四二〇円	六〇〇円
一人一回につき 一〇〇円		

を

	八六〇円	一、〇六〇円
	四三〇円	五二〇円
	二一〇円	二六〇円
	二五〇円	二八〇円
	五〇〇円	七二〇円
	五〇〇円	七二〇円
一人一回につき 一二〇円		

に改める。

別表四の表中「一二〇円」を「一四〇円」に、「一九〇円」を「二二〇円」に、「二四〇円」を「二八〇円」に改める。

別表五の表中

	七〇〇円	一、一〇〇円	一、三〇〇円
	一、一〇〇円	一、七〇〇円	一、九〇〇円
	八〇〇円	一、四〇〇円	一、五〇〇円
	七〇〇円	一、一〇〇円	一、三〇〇円
	八〇〇円	一、四〇〇円	一、五〇〇円

一人一回につき 二〇〇円		
回数券（二〇〇円券一二枚） 二、〇〇〇円		
一、八〇〇円	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円
三、六〇〇円	六、〇〇〇円	八、〇〇〇円
一時間につき 六〇〇円		
コート一面一時間につき 六〇〇円		
コート一面一時間につき 三〇〇円		
卓球台一台一時間につき 一五〇円		
一、〇〇〇円	一、六〇〇円	一、九〇〇円
一、五〇〇円	二、六〇〇円	二、八〇〇円
一時間につき 五〇〇円		
一時間につき 三〇〇円		
四、二〇〇円	七、〇〇〇円	七、八〇〇円
八、四〇〇円	一四、〇〇〇円	一五、六〇〇円
一時間につき 七〇〇円		
コート一面一時間につき 一、四〇〇円		
コート一面一時間につき 七〇〇円		
コート一面一時間につき 三五〇円		
卓球台一台一時間につき 二〇〇円		

を

八四〇円	一、三二〇円	一、五六〇円
一、三二〇円	二、〇四〇円	二、二八〇円
九六〇円	一、六八〇円	一、八〇〇円
八四〇円	一、三二〇円	一、五六〇円
九六〇円	一、六八〇円	一、八〇〇円
一人一回につき 二四〇円		
回数券（二四〇円券一二枚） 二、四〇〇円		
二、一六〇円	三、六〇〇円	四、八〇〇円
四、三二〇円	七、二〇〇円	九、六〇〇円
一時間につき 七二〇円		
コート一面一時間につき 七二〇円		
コート一面一時間につき 三六〇円		

卓球台一台一時間につき 一八〇円		
一、二〇〇円	一、九二〇円	
一、八〇〇円	三、一二〇円	二、二八〇円
一時間につき 六〇〇円		
一時間につき 三六〇円		
五、〇四〇円	八、四〇〇円	九、三六〇円
一〇、〇八〇円	一六、八〇〇円	一八、七二〇円
一時間につき 八四〇円		
コート一面一時間につき 一、六八〇円		
コート一面一時間につき 八四〇円		
コート一面一時間につき 四二〇円		
卓球台一台一時間につき 二四〇円		

に改める。

別表六の表恩田運動公園の部陸上競技場の項中

午前八時から午後九時まで 一時間につき	五〇〇円
------------------------	------

を

午前八時から午後九時まで 一時間につき	六〇〇円
------------------------	------

に改め、

同表中央公園の部弓道場の項中

九〇〇円	一、一六〇円
一回につき 一五〇円	
一回につき 七〇円	
	五、四〇〇円
	二、七〇〇円

を

一、〇八〇円	一、三九〇円
一回につき 一八〇円	

一回につき	八〇円	
	六、四八〇円	
	三、二四〇円	

に改め、

同表常盤公園の部多目的広場の項中「二四〇円」を「二八〇円」に、「一二〇円」を「一四〇円」に改め、同部サッカー場の項中

一、二〇〇円	六〇〇円	六〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	一五〇円
--------	------	------	------	------	------

を

一、四四〇円	七二〇円	七二〇円	三六〇円	三六〇円	一八〇円
--------	------	------	------	------	------

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇部市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

「説明」

受益者負担の適正化を図るため、利用料金を見直すものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

別表（第九条関係）

旧
新
旧
対
照
表

新

利一 用般			利専 用用												区分	利用料金の額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
八分の 一面	四分の 一面	半面	場合	する 利用 面につ き	みの 半一 時間	ロビ 面全 一時間	場合				合い 場						き																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
							る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する				営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合	で 利用 する	営 利目 的	ツ又 は	ポ ス	徴 収 場 合	る 場合

利 一 用 般			利 専 用 用												区 分	利 用 料 金 の 額			
八 分 の 一 面	四 分 の 一 面	半 面	場 合 す る 面 に つ き	利 用 を 半 一 時 間 に つ き	ロ ビ の 面 全 一 時 間 に つ き	場 合 す る 徴 収 を 營 利 目 的 と す る 場 合			入 場 料 、 ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ 又 は 非 營 利 目 的 と す る 場 合			合 い 場 す る 徴 収 を 營 利 目 的 と す る 場 合					入 場 料 、 ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ 又 は 非 營 利 目 的 と す る 場 合		
						で 利 用 す る 場 合	營 利 目 的 と す る 場 合	プ ロ ス ポ ー ツ 又 は 非 營 利 目 的 と す る 場 合	で 利 用 す る 場 合	營 利 目 的 と す る 場 合	プ ロ ス ポ ー ツ 又 は 非 營 利 目 的 と す る 場 合	で 利 用 す る 場 合	營 利 目 的 と す る 場 合	プ ロ ス ポ ー ツ 又 は 非 營 利 目 的 と す る 場 合			で 利 用 す る 場 合	營 利 目 的 と す る 場 合	プ ロ ス ポ ー ツ 又 は 非 營 利 目 的 と す る 場 合
円 一 二 〇	円 二 四 〇	円 四 八 〇	五 六 〇 円	一 、 一 二 〇 円	九 〇 円	九 、 四		七 〇 円	二 、 三		四 〇 円	五 、 九		円 九 八 〇	き 間 に つ	で 一 時 ま	正 午 か ら	午 前 八	
円 一 二 〇	円 二 四 〇	円 四 八 〇			円 九 八 〇	一 八 、		六 〇 円	四 、 七		円 八 八 〇	一 一 、		八 〇 円	一 、 九	き 間 に つ	で 一 時 ま	六 時 後	正 午 か ら
円 一 五 〇	円 三 一 〇	円 六 二 〇			円 五 二 〇	二 八 、		〇 〇 円	七 、 一		円 八 二 〇	一 七 、		六 〇 円	二 、 九	き 間 に つ	で 一 時 ま	〇 時 後	午 後 一 時 か ら

一般利用			
一 半 面	四 分 の 一 面	八 分 の 一 面	卓 球 に 利 用 す る 場 合
円 四〇〇	円 二〇〇	円 一〇〇	卓球台 一台につき 円 一〇〇
円 四〇〇	円 二〇〇	円 一〇〇	卓球台 一台につき 円 一〇〇
円 五二〇	円 二六〇	円 一三〇	卓球台 一台につき 円 一三〇

三

区分	利用料金の額	体育室				ステ ー ジ	集 会 研 修 室	企 画 研 修 室	ト レ ー ニ ン グ ル ー ム
		全 面	半 面	四 分 の 一 面	一 面				
午前八時から午後六時まで 後六時までの間に 間につき	七二〇円 三六〇円 一八〇円	八九〇円 四四〇円 二二〇円	二一〇円 二四〇円 二四〇円	四二〇円 六〇〇円 六〇〇円	一人一回につき 一〇〇円				

四

区分	利用料金の額	東 部 体 育 広 場				東 岐 波 体 育 広 場	厚 南 体 育 広 場	黒 石 体 育 広 場	テ ニ ス コ ー ト
		全 面	半 面	四 分 の 一 面	一 面	全 面	半 面	全 面	一 面
午前八時から午後九時まで (楠テニスコートにあつては、午後一〇時まで) 一時間につき	二二〇円	一九〇円	一一〇円	一一〇円	一一〇円	二四〇円	二四〇円	二四〇円	一一〇円

一般利用			
一 半 面	四 分 の 一 面	八 分 の 一 面	卓 球 に 利 用 す る 場 合
円 四八〇	円 二四〇	円 一二〇	卓球台 一台につき 円 一二〇
円 四八〇	円 二四〇	円 一二〇	卓球台 一台につき 円 一二〇
円 六二〇	円 三一〇	円 一五〇	卓球台 一台につき 円 一五〇

三

区分	利用料金の額	体育室				ステ ー ジ	集 会 研 修 室	企 画 研 修 室	ト レ ー ニ ン グ ル ー ム
		全 面	半 面	四 分 の 一 面	一 面				
午前八時から午後六時まで 後六時までの間に 間につき	八六〇円 四三〇円 二一〇円	一、〇六〇円 五二〇円 二六〇円	二五〇円 二八〇円 二八〇円	五〇〇円 七二〇円 七二〇円	一人一回につき 一二〇円				

四

区分	利用料金の額	東 部 体 育 広 場				東 岐 波 体 育 広 場	厚 南 体 育 広 場	黒 石 体 育 広 場	テ ニ ス コ ー ト
		全 面	半 面	四 分 の 一 面	一 面	全 面	半 面	全 面	一 面
午前八時から午後九時まで (楠テニスコートにあつては、午後一〇時まで) 一時間につき	二六〇円	二二〇円	一四〇円	一四〇円	一四〇円	二八〇円	二八〇円	二八〇円	一四〇円

[illegible]

議案第 2 4 号 宇部市体育施設条例中一部改正の件

【改定施設一覧】

No.	名称		見直し率
1	宇部市俵田翁記念体育館		2 0 %増
2	宇部市西部体育館		2 0 %増
3	宇部市楠若者センター		2 0 %増
4	宇部市東岐波体育広場		2 0 %増
5	宇部市東部体育広場		2 0 %増
6	宇部市厚南体育広場		2 0 %増
7	宇部市黒石体育広場		2 0 %増
8	宇部市楠体育広場		2 0 %増
9	宇部市楠テニスコート		2 0 %増
10	サンライフ宇部		2 0 %増
11	パルセンター宇部		2 0 %増
12	恩田運動公園	陸上競技場	2 0 %増
13	中央公園	弓道場	2 0 %増
14	常盤公園	多目的広場	2 0 %増
15		サッカー場	2 0 %増

※激変緩和措置として、見直しは概ね 1. 2 倍の範囲となる。

※備品、付属設備の利用料金は除く。

【参考】改定を行わない施設

No.	名称		見直し率
1	宇部市武道館		据置（適正な水準）
2	中央公園	テニスコート	据置（適正な水準）
3		アーチェリー場	据置（適正な水準）

議案第二十五号

宇部市渡辺翁記念会館条例中一部改正の件

宇部市渡辺翁記念会館条例（昭和五十一年条例第四十九号）の一部を次のように改める。

令和八年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

別表第一の一の表中

二八、八〇〇円	四八、〇〇〇円	六二、四〇〇円	一二〇、〇〇〇円
三二、六〇〇円	五四、四〇〇円	七〇、七〇〇円	一三六、〇〇〇円
三八、四〇〇円	六四、〇〇〇円	八三、二〇〇円	一六〇、〇〇〇円
四四、二〇〇円	七三、六〇〇円	九五、七〇〇円	一八四、〇〇〇円
二、〇〇〇円	三、四〇〇円	四、四〇〇円	八、五〇〇円
一、〇〇〇円	一、七〇〇円	二、二〇〇円	四、三〇〇円
二、九〇〇円	四、八〇〇円	六、一〇〇円	一一、九〇〇円
二、四〇〇円	三、九〇〇円	五、一〇〇円	九、九〇〇円
三〇〇円	五〇〇円	七〇〇円	一、三〇〇円
二〇〇円	三〇〇円	四〇〇円	八〇〇円
九〇〇円	一、五〇〇円	二、〇〇〇円	三、八〇〇円
六、五〇〇円	一〇、九〇〇円	一四、一〇〇円	二七、二〇〇円
一一、二〇〇円	一八、七〇〇円	二四、三〇〇円	四六、八〇〇円

を

三四、五六〇円	五七、六〇〇円	七四、八八〇円	一四四、〇〇〇円
三九、一二〇円	六五、二八〇円	八四、八四〇円	一六三、二〇〇円
四六、〇八〇円	七六、八〇〇円	九九、八四〇円	一九二、〇〇〇円
五三、〇四〇円	八八、三二〇円	一一四、八四〇円	二二〇、八〇〇円
二、四〇〇円	四、〇八〇円	五、二八〇円	一〇、二〇〇円

一、二〇〇円	二、〇四〇円	二、六四〇円	五、一六〇円	一、二〇〇円	三、四八〇円	二、八八〇円	三六〇円
二、八八〇円	四、六八〇円	六、一二〇円	一一、八八〇円	二、八八〇円	二、八八〇円	二、八八〇円	二、八八〇円
三、四八〇円	五、七六〇円	七、三二〇円	一四、二八〇円	三六〇円	三六〇円	三六〇円	三六〇円
一、〇八〇円	一、八〇〇円	二、四〇〇円	四、五六〇円	二、四〇〇円	二、四〇〇円	二、四〇〇円	二、四〇〇円
七、八〇〇円	一三、〇八〇円	一六、九二〇円	三二、六四〇円	一三、〇八〇円	一三、〇八〇円	一三、〇八〇円	一三、〇八〇円
一三、四四〇円	二二、四四〇円	二九、一六〇円	五六、一六〇円	二二、四四〇円	二二、四四〇円	二二、四四〇円	二二、四四〇円

に

改める。

別表第一の二の表中

一九、二〇〇円	三二、〇〇〇円	四一、六〇〇円	八〇、〇〇〇円	一、二〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一、二〇〇円
六〇〇円	一、〇〇〇円	一、三〇〇円	二、五〇〇円	六〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	六〇〇円
一、七〇〇円	二、八〇〇円	三、六〇〇円	七、〇〇〇円	一、七〇〇円	二、八〇〇円	二、八〇〇円	一、七〇〇円
一、四〇〇円	二、三〇〇円	三、〇〇〇円	五、八〇〇円	一、四〇〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円	一、四〇〇円
三〇〇円	五〇〇円	七〇〇円	一、三〇〇円	三〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	三〇〇円
二〇〇円	三〇〇円	四〇〇円	八〇〇円	二〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	二〇〇円
九〇〇円	一、五〇〇円	二、〇〇〇円	三、八〇〇円	九〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	九〇〇円
三、八〇〇円	六、四〇〇円	八、三〇〇円	一六、〇〇〇円	三、八〇〇円	六、四〇〇円	六、四〇〇円	三、八〇〇円
六、六〇〇円	一一、〇〇〇円	一四、三〇〇円	二七、五〇〇円	六、六〇〇円	一一、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	六、六〇〇円

を

二、三、〇四〇円	三八、四〇〇円	四九、九二〇円	九六、〇〇〇円	二、三、〇四〇円	三八、四〇〇円	四九、九二〇円	九六、〇〇〇円
一、四四〇円	二、四〇〇円	三、一二〇円	六、〇〇〇円	一、四四〇円	二、四〇〇円	三、一二〇円	六、〇〇〇円
七二〇円	一、二〇〇円	一、五六〇円	三、〇〇〇円	七二〇円	一、二〇〇円	一、五六〇円	三、〇〇〇円
二、〇四〇円	三、三六〇円	四、三二〇円	八、四〇〇円	二、〇四〇円	三、三六〇円	四、三二〇円	八、四〇〇円
一、六八〇円	二、七六〇円	三、六〇〇円	六、九六〇円	一、六八〇円	二、七六〇円	三、六〇〇円	六、九六〇円
三六〇円	六〇〇円	八四〇円	一、五六〇円	三六〇円	六〇〇円	八四〇円	一、五六〇円
二四〇円	三六〇円	四八〇円	九六〇円	二四〇円	三六〇円	四八〇円	九六〇円
一、〇八〇円	一、八〇〇円	二、四〇〇円	四、五六〇円	一、〇八〇円	一、八〇〇円	二、四〇〇円	四、五六〇円
四、五六〇円	七、六八〇円	九、九六〇円	一九、二〇〇円	四、五六〇円	七、六八〇円	九、九六〇円	一九、二〇〇円

七、九二〇円	一三、二〇〇円	一七、一六〇円	三三、〇〇〇円
--------	---------	---------	---------

に

改める。

別表第一備考第七項中「三十分以上は一時間に切り上げ、三十分未満はこれより捨てる」を「一時間に切り上げる」に改める。

別表第二照明設備の部中

スポットライト(1)	一台	二〇〇円	五〇〇ワット
スポットライト(2)	一台	四〇〇円	一、〇〇〇ワット

を

スポットライト(1)	一台	二〇〇円	五〇〇ワット
スポットライト(2)	一台	三〇〇円	七五〇ワット
スポットライト(3)	一台	四〇〇円	一、〇〇〇ワット

に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇部市渡辺翁記念会館条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

「説明」

受益者負担の適正化を図るため、利用料金を見直すとともに、その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表

別表第一（第九条関係） 渡辺翁記念会館利用
料金

区分	大イ集會堂			ロ			ハ			二			二階記念室		二階會議室	
	入場料、 会費等			入場料、 会費等			入場料、 会費等			入場料、 会費等						
	以下	五〇〇円	八〇〇円	以下	五〇一円	以上一、 〇〇〇円	以下	二、〇〇	一、〇〇以上	二、〇〇	一円以上	二、〇〇				
午前九時から	二八、〇〇円	三八、〇〇円	三八、〇〇円	三二、〇〇円	六〇〇円	六〇〇円	三八、〇〇円	四〇〇円	四〇〇円	四四、〇〇円	二、〇〇円	二、〇〇円	二、〇〇円	一、〇〇円	一、〇〇円	〇〇円
正午から午後	四八、〇〇円	四八、〇〇円	四八、〇〇円	五四、〇〇円	四〇〇円	四〇〇円	六四、〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	七三、〇〇円	六〇〇円	六〇〇円	三、四〇円	三、四〇円	一、七〇円	〇〇円
午後五時から	六二、〇〇円	六二、〇〇円	六二、〇〇円	七〇、〇〇円	七〇〇円	七〇〇円	八三、〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	九五、〇〇円	七〇〇円	七〇〇円	四、四〇円	四、四〇円	二、二〇円	〇〇円
午前九時から午後	一二〇、〇〇円	一二〇、〇〇円	一二〇、〇〇円	一三六、〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一六〇、〇〇円	〇〇円	〇〇円	一八四、〇〇円	〇円	〇円	八、五〇円	八、五〇円	四、三〇円	〇〇円

別表第一（第九条関係） 渡辺翁記念会館利用
料金

区分	大イ集會堂			ロ			ハ			二			二階記念室		二階會議室	
	入場料、 会費等			入場料、 会費等			入場料、 会費等			入場料、 会費等						
	以下	五〇〇円	八〇〇円	以下	五〇一円	以上一、 〇〇〇円	以下	二、〇〇	一、〇〇以上	二、〇〇	一円以上	二、〇〇				
午前九時から	三四、〇〇円	五六〇円	五六〇円	三九、〇〇円	一二〇円	一二〇円	四六、〇〇円	〇八〇円	〇八〇円	五三、〇〇円	〇四〇円	〇四〇円	二、四〇円	二、四〇円	一、二〇円	〇〇円
正午から午後	五七、〇〇円	六〇〇円	六〇〇円	六五、〇〇円	二八〇円	二八〇円	七六、〇〇円	八〇〇円	八〇〇円	八八、〇〇円	三二〇円	三二〇円	四、〇〇円	四、〇〇円	二、〇〇円	四〇円
午後五時から	七四、〇〇円	八八〇円	八八〇円	八四、〇〇円	八四〇円	八四〇円	九九、〇〇円	八四〇円	八四〇円	一一四、〇〇円	八四〇円	八四〇円	五、二〇円	五、二〇円	二、六〇円	四〇円
午前九時から午後	一四四、〇〇円	〇〇円	〇〇円	一六三、〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	一九二、〇〇円	〇〇円	〇〇円	二二〇、〇〇円	〇円	〇円	一〇、〇〇円	一〇、〇〇円	五、一〇円	六〇円

一階会議室	リハーサル室	楽屋(1)	楽屋(2)	楽屋(3)	一階ロビー	二階ロビー
二、九 〇〇円	二、四 〇〇円	三〇〇 円	二〇〇 円	九〇〇 円	六、五 〇〇円	一、一 二〇〇円
四、八 〇〇円	三、九 〇〇円	五〇〇 円	三〇〇 円	一、五 〇〇円	一〇、 九〇〇円	一八、 七〇〇円
六、一 〇〇円	五、一 〇〇円	七〇〇 円	四〇〇 円	二、〇 〇〇円	一四、 一〇〇円	二四、 三〇〇円
一、一 九〇〇円	九、九 〇〇円	一、三 〇〇円	八〇〇 円	三、八 〇〇円	二七、 二〇〇円	四六、 八〇〇円

二

大集会堂	二階記念室	二階会議室	一階会議室	リハーサル室	楽屋(1)	区分
一九、 二〇〇円	一、二 〇〇円	六〇〇 円	一、七 〇〇円	一、四 〇〇円	三〇〇 円	午前九 時から 正午ま で
三二、 〇〇〇円	二、〇 〇〇円	一、〇 〇〇円	二、八 〇〇円	二、三 〇〇円	五〇〇 円	正午か ら午後 五時ま で
四一、 六〇〇円	二、六 〇〇円	一、三 〇〇円	三、六 〇〇円	三、〇 〇〇円	七〇〇 円	午後五 時から 午後一 〇時ま で
八〇、 〇〇〇円	五、〇 〇〇円	二、五 〇〇円	七、〇 〇〇円	五、八 〇〇円	一、三 〇〇円	午前九 時から 午後一 〇時ま で

一階会議室	リハーサル室	楽屋(1)	楽屋(2)	楽屋(3)	一階ロビー	二階ロビー
三、四 八〇円	二、八 八〇円	三六〇 円	二四〇 円	一、〇 八〇円	七、八 〇〇円	一三、 四四〇円
五、七 六〇円	四、六 八〇円	六〇〇 円	三六〇 円	一、八 〇〇円	一三、 〇八〇円	二二、 四四〇円
七、三 二〇円	六、一 二〇円	八四〇 円	四八〇 円	二、四 〇〇円	一六、 九二〇円	二九、 一六〇円
一四、 二八〇円	一一、 八八〇円	一、五 六〇円	九六〇 円	四、五 六〇円	三二、 六四〇円	五六、 一六〇円

二

大集会堂	二階記念室	二階会議室	一階会議室	リハーサル室	楽屋(1)	区分
二三、 〇四〇円	一、四 四〇円	七二〇 円	二、〇 四〇円	一、六 八〇円	三六〇 円	午前九 時から 正午ま で
三八、 四〇〇円	二、四 〇〇円	一、二 〇〇円	三、三 六〇円	二、七 六〇円	六〇〇 円	正午か ら午後 五時ま で
四九、 九二〇円	三、一 二〇円	一、五 六〇円	四、三 二〇円	三、六 〇〇円	八四〇 円	午後五 時から 午後一 〇時ま で
九六、 〇〇〇円	六、〇 〇〇円	三、〇 〇〇円	八、四 〇〇円	六、九 六〇円	一、五 六〇円	午前九 時から 午後一 〇時ま で

楽屋(2)	楽屋(3)	一階ロビー	二階ロビー
二〇〇	九〇〇	三、八	六、六
円	円	円	円
三〇〇	一、五	六、四	一、一
円	円	円	円
四〇〇	二、〇	八、三	一四、
円	円	円	円
八〇〇	三、八	一六、	二七、
円	円	円	円

備考

7 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げる一時間につき現に許可を受けた利用料金の一時間当たりの金額の二割に相当する額を加算する。この場合において、一時間に満たない時間は、三十分以上は一時間に切り上げ、三十分未満はこれを切り捨てる。

別表第二（第九条関係） 渡辺翁記念会館附属
設備利用料金

区分	設備器具	単位	利用料金	備考
名	スポット ライト(1)	一台	二〇〇円	五〇〇ワット
	スポット ライト(2)	一台	四〇〇円	一、〇〇〇ワット

楽屋(2)	楽屋(3)	一階ロビー	二階ロビー
二四〇	一、〇	四、五	七、九
円	円	円	円
三六〇	一、八	七、六	一三、
円	円	円	円
四八〇	二、四	九、九	一七、
円	円	円	円
九六〇	四、五	二〇〇	三三、
円	円	円	円

備考

7 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げる一時間につき現に許可を受けた利用料金の一時間当たりの金額の二割に相当する額を加算する。この場合において、一時間に満たない時間は、一時間に切り上げる。

別表第二（第九条関係） 渡辺翁記念会館附属
設備利用料金

区分	設備器具	単位	利用料金	備考
名	スポット ライト(1)	一台	二〇〇円	五〇〇ワット
	スポット ライト(2)	一台	三〇〇円	七五〇ワット
	スポット ライト(3)	一台	四〇〇円	一、〇〇〇ワット

議案第二十七号

宇部市福祉ふれあいセンター条例中一部改正の件

宇部市福祉ふれあいセンター条例（平成六年条例第三十四号）の一部を次のように改める。

令和八年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

別表中

7,700 円	12,900 円	16,800 円
11,600 円	19,400 円	25,200 円
15,400 円	25,800 円	33,600 円
3,500 円	5,900 円	7,700 円
1,000 円	1,600 円	2,100 円
1,000 円	1,600 円	2,100 円
1,900 円	3,200 円	4,200 円
700 円	1,200 円	1,600 円
1,000 円	1,600 円	2,100 円

を

9,240 円	15,480 円	20,160 円
13,920 円	23,280 円	30,240 円
18,480 円	30,960 円	40,320 円
4,200 円	7,080 円	9,240 円
1,200 円	1,920 円	2,520 円
1,200 円	1,920 円	2,520 円
2,280 円	3,840 円	5,040 円
840 円	1,440 円	1,920 円
1,200 円	1,920 円	2,520 円

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇部市福祉ふれあいセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

「説明」

受益者負担の適正化を図るため、使用料を見直すものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

別表（第 7 条関係）

区分及び時間			午前	午後	夜間
			午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後10時まで
ふれあいホール	(1)	入場料・会費等を徴収しない場合	<u>7,700 円</u>	<u>12,900 円</u>	<u>16,800 円</u>
	(2)	1,000円以下の入場料・会費等を徴収する場合	<u>11,600 円</u>	<u>19,400 円</u>	<u>25,200 円</u>
	(3)	1,001円以上の入場料・会費等を徴収する場合	<u>15,400 円</u>	<u>25,800 円</u>	<u>33,600 円</u>
多目的ホール			<u>3,500 円</u>	<u>5,900 円</u>	<u>7,700 円</u>
第 1 講座室			<u>1,000 円</u>	<u>1,600 円</u>	<u>2,100 円</u>
第 2 講座室			<u>1,000 円</u>	<u>1,600 円</u>	<u>2,100 円</u>
第 3 講座室			<u>1,900 円</u>	<u>3,200 円</u>	<u>4,200 円</u>
第 4 講座室			<u>700 円</u>	<u>1,200 円</u>	<u>1,600 円</u>
美術工芸室			<u>1,000 円</u>	<u>1,600 円</u>	<u>2,100 円</u>

別表（第 7 条関係）

区分及び時間			午前	午後	夜間
			午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後10時まで
ふれあいホール	(1)	入場料・会費等を徴収しない場合	<u>9,240円</u>	<u>15,480円</u>	<u>20,160円</u>
	(2)	1,000円以下の入場料・会費等を徴収する場合	<u>13,920円</u>	<u>23,280円</u>	<u>30,240円</u>
	(3)	1,001円以上の入場料・会費等を徴収する場合	<u>18,480円</u>	<u>30,960円</u>	<u>40,320円</u>
多目的ホール			<u>4,200円</u>	<u>7,080円</u>	<u>9,240円</u>
第 1 講座室			<u>1,200円</u>	<u>1,920円</u>	<u>2,520円</u>
第 2 講座室			<u>1,200円</u>	<u>1,920円</u>	<u>2,520円</u>
第 3 講座室			<u>2,280円</u>	<u>3,840円</u>	<u>5,040円</u>
第 4 講座室			<u>840円</u>	<u>1,440円</u>	<u>1,920円</u>
美術工芸室			<u>1,200円</u>	<u>1,920円</u>	<u>2,520円</u>

（参考）

新
旧
対
照
表

旧 | 新

議案第 27 号

宇部市福祉ふれあいセンター条例中一部改正の件

1 概要

宇部市福祉ふれあいセンターについて、受益者負担の適正化を図るために、使用料を見直すもの。

2 改正内容

条例中の別表に定める使用料について、改正前の額から20%増額する。
(新旧対照表のとおり)

3 施行日 令和8年10月1日

改正前

区分及び時間			午前	午後	夜間
			午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後10時まで
ふれあいホール	(1)	入場料・会費等を徴収しない場合	7,700 円	12,900 円	16,800 円
	(2)	1,000円以下の入場料・会費等を徴収する場合	11,600 円	19,400 円	25,200 円
	(3)	1,001円以上の入場料・会費等を徴収する場合	15,400 円	25,800 円	33,600 円
多目的ホール			3,500 円	5,900 円	7,700 円
第 1 講座室			1,000 円	1,600 円	2,100 円
第 2 講座室			1,000 円	1,600 円	2,100 円
第 3 講座室			1,900 円	3,200 円	4,200 円
第 4 講座室			700 円	1,200 円	1,600 円
美術工芸室			1,000 円	1,600 円	2,100 円

改正後

区分及び時間			午前	午後	夜間
			午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後10時まで
ふれあいホール	(1)	入場料・会費等を徴収しない場合	<u>9,240円</u>	<u>15,480円</u>	<u>20,160円</u>
	(2)	1,000円以下の入場料・会費等を徴収する場合	<u>13,920円</u>	<u>23,280円</u>	<u>30,240円</u>
	(3)	1,001円以上の入場料・会費等を徴収する場合	<u>18,480円</u>	<u>30,960円</u>	<u>40,320円</u>
多目的ホール			<u>4,200円</u>	<u>7,080円</u>	<u>9,240円</u>
第 1 講座室			<u>1,200円</u>	<u>1,920円</u>	<u>2,520円</u>
第 2 講座室			<u>1,200円</u>	<u>1,920円</u>	<u>2,520円</u>
第 3 講座室			<u>2,280円</u>	<u>3,840円</u>	<u>5,040円</u>
第 4 講座室			<u>840円</u>	<u>1,440円</u>	<u>1,920円</u>
美術工芸室			<u>1,200円</u>	<u>1,920円</u>	<u>2,520円</u>

新 旧 対 照 表

(参考) 宇部市福祉ふれあいセンター条例 別表

議案第四十五号

宇部市介護保険条例中一部改正の件

宇部市介護保険条例（平成十二年条例第十四号）の一部を次のように改める。
令和八年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

附則に次の二条を加える。

（令和八年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第十条 第一号被保険者（令和八年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和八年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第二百九十四条第三項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。）のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が五十万円以上六十五万円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第三条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ及び第十五号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によって計算した金額に令和七年中の同条第一項に規定する給与等の収入金額から五

十五万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。」とする。

2 第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が六十五万円以上百六十一万九千円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第三条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ及び第十五号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二條第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項、第三十五條の二第一項、第三十五條の三第一項又は第三十六條の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第二百九十二條第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によって計算した金額に十万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とする。

3 第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十万円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第三条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ及び第十五号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二條第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二百六号）第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項、第三十五條の二第一項、第三十五條の三第一項又は第三十六

条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第二百九十二條第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同條第二項の規定によつて計算した金額に六十五万円から令和七年給与所得控除額（令和七年中の所得税法第二十八條第一項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第一條の規定による改正前の所得税法別表第五の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。」とする。

（令和八年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第十一條 第一号被保険者の令和八年度における保険料率の算定についての第三條第一項の規定の適用については、当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第一号に掲げる者に該当し、かつ、第二号又は第三号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

一 令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和八年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であつて、令和八年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第二百九十四條第三項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

二 地方税法第二百九十五條第一項第二号に掲げる者に該当し、かつ、令和八年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であつて、次のイからハマでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和七年中の給与等の収入金額が五十五万円以上六十五万円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額以下である場合
ロ 令和七年中の給与等の収入金額が六十五万円以上百六十一万九千円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が

十万円以下である場合

ハ 令和七年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十万円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、六十五万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第一条の規定による改正前の所得税法別表第五（以下「別表第五」という。）の給与等の金額として、別表第五により当該金額に应じて求めた別表第五の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

三 地方税法第二百九十五条第一項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和八年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であつて、次のイからハマでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和七年中の給与等の収入金額が五十五万千円以上六十五万千円未満であり、かつ、宇部市税賦課徴収条例（昭和二十五年条例第四十二号）第二十条第二項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額以下である場合

ロ 令和七年中の給与等の収入金額が六十五万千円以上百六十一万九千円未満であり、かつ、宇部市税賦課徴収条例第二十四条第二項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が十万円以下である場合

ハ 令和七年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十万円未満であり、かつ、宇部市税賦課徴収条例第二十四条第二項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、六十五万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第五の給与等の金額として、別表第五により当該金額に应じて求めた別表第五の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第一号被保険者の令和八年度における保険料率の算定についての第三条第一項の規定については、当該第一号被保険者が前項第一号に掲げる者に該当し、かつ、同項第二号又は第三号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第一号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

「説明」

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部改正に伴い、令和八年度における第一号被保険者の保険料率の算定に関する合計所得金額の算定方法及び基準の特例を定めるものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

（参考）

新 旧 対 照 表 新

附 則

附 則

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

第九条

第九条

（令和八年度の保険料率の算定に関する所得額の算定方法の特例）

第十条 第一号被保険者（令和八年度分の保

険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和八年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第二百九十四条第三項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。）のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が五十五万円以上六十五万円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第三条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ及び第十五号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の

三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によつて計算した金額に令和七年中の同条第一項に規定する給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。」とする。

2 第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が六十五万円以上百六十一万九千円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第三条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ及び第十五号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）」（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四

条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によつて計算した金額に十万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。」とする。

3 第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十万円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第三条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ及び第十五号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第

三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によって計算した金額に六十五万円から令和七年給与所得控除額（令和七年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第一条の規定による改正前の所得税法別表第五条の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。」とする。

（令和八年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第十一条 第一号被保険者の令和八年度における保険料率の算定についての第三条第一項の規定の適用については、当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第一号に掲げる者に該当し、かつ、第二号又は第三号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当

する者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

一 令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和八年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であつて、令和八年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第二百九十四条第三項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

二 地方税法第二百九十五条第一項第二号に掲げる者に該当し、かつ、令和八年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であつて、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和七年中の給与等の収入金額が五十万五千円以上六十五万五千円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額以下である場合

ロ 令和七年中の給与等の収入金額が六十万五千円以上百六十一万九千円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が十万円以下である場合

ハ 令和七年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十万円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、六十五万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第一条の規定による改正前の所得税法別表第五（以下「別表第五」という。）の給与等の金額として、別表第五により当該金額に応じ

て求めた別表第五の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

三

地方税法第二百九十五条第一項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和八年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であつて、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和七年中の給与等の収入金額が五十万千円以上六十五万千円未満であり、かつ、宇部市税賦課徴収条例（昭和二十五年条例第四十二号）第二十四条第二項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額以下である場合

ロ 令和七年中の給与等の収入金額が六十五万千円以上百六十一万九千円未満であり、かつ、宇部市税賦課徴収条例第二十四条第二項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が十万円以下である場合

ハ 令和七年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十万円未満であり、かつ、宇部市税賦課徴収条例第二十四条第二項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、六十五万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第五の給与等の金額として、別表第五により当該金額に応じて求めた別表第五の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2

第一号被保険者の令和八年度における保険料率の算定についての第三条第一項の規定については、当該第一号被保険者が前項第一号に掲げる者に該当し、かつ、同項第

二号又は第三号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第一号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

1 改正趣旨

介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの。

2 概要

令和 7 年度税制改正において、個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額が 5 5 万円から 6 5 万円に 1 0 万円引き上げる見直しが行われた。

介護保険における第 1 号被保険者の保険料を算定する所得段階は、個人住民税課税の有無や合計所得金額等を基準としているため、今回の給与所得控除の見直しにより一部の被保険者の所得段階の移動が生じ、令和 6 年度から 8 年度までの第 9 期介護保険事業計画（本市においては宇部市高齢者福祉計画）期間中の保険料収入が減少する可能性がある。

保険料収入不足により介護保険事業運営に支障が出る事態を避ける観点から、今回の給与所得控除見直しの影響を遮断するため、介護保険施行令の規定について所要の改正が行われたことに伴い宇部市介護保険条例においても一部改正を行うもの。

3 改正の内容

介護保険の第 1 号保険料の所得段階を判定する際に、令和 7 年度税制改正の影響により所得段階が変わりうる第 1 号被保険者については、改正前と同様の判定となるよう、保険料の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例並びに保険料の算定に関する個人住民税世帯非課税者及び個人住民税が課されていない者の基準の特例を設ける。

なお、今般の改正は、令和 6 年度から 8 年度までの第 9 期介護保険事業計画期間における一時的な保険料収入不足を防ぐという趣旨で行われるものであるため、令和 8 年度の介護保険料の算定のみに関し適用される。

4 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第四十六号

宇部市国民健康保険条例中一部改正の件

宇部市国民健康保険条例（昭和三十四年条例第十一号）の一部を次のように改める。

令和八年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

第九条を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第九条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「政令」という。）第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）

二 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第二十九条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）

三 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第二十九条の七第一項第三号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（政令第二十九条の七第一項第三号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）

四 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第二十九条の七第一項第四号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第九条の二第一号口中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の下に「並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号へ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第二号口中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第十三条第三項中「、告示」を「告示」に改める。

第十三条の六中「六十六万円」を「六十七万円」に改める。

第十三条の六の二第一号中「同じ。」の下に「の額」を加える。

第十三条の六の五第一項第三号イ中「ロ又はハに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第十三条の七第一号中「同じ。」の下に「の額」を加える。

第十三条の十第三項中「、告示」を「告示」に改める。

第十三条の十一の次に次の五条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第十三条の十二 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第十七条の二、第十七条の五、第十七条の六及び第十七条の八の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

ロ 第十七条の八に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第十三条の十三 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びにその世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、その世帯に属す

る十八歳以上被保険者（政令第二十九条の七第五項第三号に規定する十八歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した十八歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第十三条の十四 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第十三条の十五 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第十三条の十二第一号ロに掲げる額の見込額から同条第一号ロに係る同条第二号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の百分の五十五に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第二十九条の七第五項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の十の二に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

二 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の百分の二十九に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

三 十八歳以上被保険者均等割 第十三条の十二第一号ロに掲げる額の見込額から同条第一号ロに係る同条第二号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における十八歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

四 世帯別平等割 イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した額

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の百分の十六に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じて得た額

ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第四位未満の端数又は一円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第一項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）

第十三条の十六 第十三条の十三の子ども・子育て支援納付金賦課額は、三万円を超えることができない。

第十六条第一項中「若しくは第十三条の六の三」を「、第十三条の六の三若しくは第十三条の十三」に改め、「第十七条の二第一項各号（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」の下に「若しくは同条第五項各号に定める額」を、「第十七条の五第一項（同条第三項」の下に「又は第四項」を加え、「第十三条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第十七条の五第四項第一号（同条第六項」を「額、同条第五項（同条第七項又は第八項」に、「第十七条の六第一項各号（同条第三項又は第四項」を「第十七条の六第一項各号（同条第三項から第五項まで」に、「若しくは同条第五項各号（同条第七項又は第八項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第十七条の八第一項に定める額」に改め、同条第二項中「若しくは第十三条の六の三の額若しくは第十三条の八」を「、第十三条の六の三、第十三条の八若しくは第十三条の十三」に改め、「第十七条の二第一項各号に定める額」の下に「若しくは同条第五項各号に定める額」を加え、「第十三条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第十七条の五第四項第一号」を「額、同条第五項」に、「若しくは同条第五項各号」を「、同条第六項各号に定める額若しくは第十七条の八第一項に定める額」に改める。

第十七条の二第一項中「六十六万円」を「六十七万円」に改め、同項第一号中「と」する。以下この項」の下に「及び第五項」を、「第三号」の下に「並びに第五項」を加え、同項第二号中「三十万五千元」を「三十一万円」に改め、同項第三号中「五十六万円」を「五十七万円」に改め、同条第三項及び第四項中「六十六万円」を「六十七万円」に改め、同条に次の二項を加える。

5 次の各号のいずれかに該当する保険料の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第十三条の十三の子ども・子育て

て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が三万円を超える場合には、三万円）とする。

一 第一項第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、ロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びハに掲げる額を合算した額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の七を乗じて得た額

ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保険者均等割の保険料率に十分の七を乗じて得た額

ハ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に十分の七を乗じて得た額

二 第一項第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、三十一万円に当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、ロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びハに掲げる額を合算した額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の五を乗じて得た額

ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保険者均等

割の保険料率に十分の五を乗じて得た額

ハ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に十分の五を乗じて得た額

三 第一項第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、五十七万円に当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、ロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びハに掲げる額を合算した額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の二を乗じて得た額

ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保険者均等割の保険料率に十分の二を乗じて得た額

ハ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に十分の二を乗じて得た額

6 第十三条の十五第二項及び第三項の規定は、前項各号イからハまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、これらの規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第十七条の三中「及び前条第一項」を「、第十三条の六の四、第十三条の九及び第十三条の十四並びに前条第一項（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第五項」に改める。

第十七条の五第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額」との下に「、第十七条の二第一項各号」とあるのは「第十七条の二第三項の規定により読み替えられた同条第一項各号」とを加え、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について

準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第十三条」とあるのは「第十三条の十五」と、第二項中「第十三条第三項」とあるのは「第十三条の十五第三項」と読み替えるものとする。

第十七条の五に次の一項を加える。

- 8 第五項及び第六項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第十七条の二第一項各号」とあるのは「第十七条の二第五項各号」と、「第十三条」とあるのは「第十三条の十五」と、第六項中「第十三条第三項」とあるのは「第十三条の十五第三項」と読み替えるものとする。

第十七条の六第一項中「第二十九条の七第五項第八号」を「第二十九条の七第六項第八号」に、「六十六万円」を「六十七万円」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項第一号中「第三十二条の十の二」を「第三十二条の十の三」に改め、同条第三項及び第四項中「六十六万円」を「六十七万円」に改め、同条第八項中「第五項」を「第六項」に、「第六項」を「第七項」に、「六十六万円」を「六十七万円」に改め、「十七万円」との下に「、「第十七条の二第一項各号」とあるのは「第十七条の二第四項の規定により読み替えられた同条第一項各号」とを加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「六十六万円」を「六十七万円」に改め、「二十六万円」との下に「、「第十七条の二第一項各号」とあるのは「第十七条の二第三項の規定により読み替えられた同条第一項各号」とを加え、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「六十六万円」を「六十七万円」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項及び第二項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び十八歳以上被保険者均等割」と、「第十条」とあるのは「第十三条の十三」と、「六十七万円」とあるのは「三万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十五」と読み替えるものとする。

第十七条の六に次の一項を加える。

10 第六項及び第七項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第六項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及

び十八歳以上被保険者均等割」と、「第十条」とあるのは「第十三条の十三」と、「六十七万円」とあるのは「三万円」と、「第十七条の二第一項各号」とあるのは「第十七条の二第五項各号」と、第七項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十五」と読み替えるものとする。

第十七条の七の次に次の一条を加える。

（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）

第十七条の八 当該年度において、その世帯に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「十八歳未満被保険者」という。）がある場合における当該十八歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第十三条の十五の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第十七条の二第五項、第十七条の五第四項の規定により読み替えられた同条第一項若しくは同条第八項の規定により読み替えられた同条第五項又は第十七条の六第五項の規定により読み替えられた同条第一項若しくは同条第十項の規定により読み替えられた同条第六項に規定する基準に従い当該十八歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第十三条の十五第三項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。
この場合において、第十三条の十五第三項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第九条、第十三条の六、第十三条の十二から第十三条の十六まで、第十六条、第十七条の二、第十七条の三、第十七条の五、第十七条の六及び第十七条の八の規定は、令和八年度以後の年度分の保険料について適用し、令和七年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

「説明」

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金を創設し、保険料の賦課限度額及び軽減判定所得に関する規定を改正するとともに、その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表

(保険料の賦課額)

第九条 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「政令」という。）第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（政令第二十九条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（政令第二十九条の七第一項第三号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（政令第二十九条の七第一項第三号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

(保険料の賦課額)

第九条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「政令」という。）第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）

二 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第二十九条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）

三 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第二十九条の七第一項第三号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（政令第二十九条の七第一項第三号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）

四 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第二十九条の七第一項第四号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

(基礎賦課総額)

第九条の二

一

ロ 国民健康保険事業費納付金（法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（山

(基礎賦課総額)

第九条の二

一

ロ 国民健康保険事業費納付金（法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（山

口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、
高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）

の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

へ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金）の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

二

ロ 法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金）の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）

口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び
高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

へ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

二

ロ 法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）

の額

(基礎賦課額の保険料率)

第十三条

3 市長は、第一項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに、告示しなければならぬ。

(基礎賦課限度額)

第十三条の六 第十条の基礎賦課額は、六十万円を超えてはならない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第十三条の六の二

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第十三条の六の五

三

イ ロ又はハに掲げる世帯 以外の世

帯 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の十六に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

(介護納付金賦課総額)

第十三条の七

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

の額

(基礎賦課額の保険料率)

第十三条

3 市長は、第一項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならぬ。

(基礎賦課限度額)

第十三条の六 第十条の基礎賦課額は、六十万円を超えてはならない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第十三条の六の二

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）の額

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第十三条の六の五

三

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世

帯 後期高齢者支援金等賦課総額の百分の十六に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

(介護納付金賦課総額)

第十三条の七

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

（介護納付金賦課額の保険料率）

第十三条の十

3 市長は、第一項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに、告示しなければならぬ。

（介護納付金賦課限度額）

第十三条の十一

（介護納付金賦課額の保険料率）

第十三条の十

3 市長は、第一項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならぬ。

（介護納付金賦課限度額）

第十三条の十一

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第十三条の十二 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第十七条の二、第十七条の五、第十七条の六及び第十七条の八の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（山口県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

ロ 第十七条の八に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し

付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第十三条の十三 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びにその世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、その世帯に属する十八歳以上被保険者（政令第二十九条の七第五項第三号に規定する十八歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した十八歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第十三条の十四 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第十三条の十五 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第十三条の十二第一号ロに掲げる額の見込額から同条第一号ロに係る同条第二号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定

に係る額」という。）の百分の五十五に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第二十九条の七第五項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の十の二に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

二 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の百分の二十九に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

三 十八歳以上被保険者均等割 第十三条の十二第一号ロに掲げる額の見込額から同条第一号ロに係る同条第二号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における十八歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

四 世帯別平等割 イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した額

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の百分の十六に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じて得た額

ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じて得た額

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）

第十六条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは政令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第十条若しくは第十三条の六の三

の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第十三条の八の額又は第十七条の二第一項各号（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額

、第十七条の五第一項（同条第三項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第十三条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第四位未満の端数又は一円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第一項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）

第十三条の十六 第十三条の十三の子ども・子育て支援納付金賦課額は、三万円を超えない。

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）

第十六条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは政令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第十条、第十三条の六の三若しくは第十三条の十三の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第十三条の八の額又は第十七条の二第一項各号（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第五項各号に定める額、第十七条の五第一項（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第五項（同条第七項又は

第八項

じて得た額、第十七条の五第四項第一号（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第十七条の六第一項各号（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第五項各号（同条第七項又は第八項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額

の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第十条若しくは第十三条の六の三の額若しくは第十三条の八の額又は第十七条の二第一項各号に定める額

、第十七条の五第一項に定める第十三条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ十分の五を乗じて得た額、第十七条の五第四項第一号に定める額、第十七条の六第一項各号に定める額若しくは同条第五項各号

に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であると

の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第十七条の六第一項各号（同条第三項から第五項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第六項各号（同条第八項から第十項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第十七条の八第一項に定める額

の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第十条、第十三条の六の三、第十三条の八若しくは第十三条の十三の額又は第十七条の二第一項各号に定める額若しくは同条第五項各号に定める額、第十七条の五第一項に定める額、同条第五項

に定める額、第十七条の六第一項各号に定める額、同条第六項各号に定める額若しくは第十条の八第一項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であると

きに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第十七条の二 次の各号のいずれかに該当する保険料の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十六万円を超える場合には、六十六万円）とする。

一 世帯主、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合）には、その発生した日とする。

以下この項 において同じ。）

現在において、当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第三百十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、そ

きに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第十七条の二 次の各号のいずれかに該当する保険料の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十七万円を超える場合には、六十七万円）とする。

一 世帯主、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合）には、その発生した日とする。

以下この項及び第五項において同じ。）

現在において、当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第三百十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、そ

の適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第三号 において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金

の適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第三号並びに第五項 において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金

等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数

（次号及び第三号）において

「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 イに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、三十万五千円に当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 イに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに

等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第三号並びに第五項において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 イに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、三十一万円に当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 イに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに

掲げる額とを合算した額

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、五十六万円に当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者 イに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十条」とあるのは「第十三条の六の三」と、「六十六万円」とあるのは「二十六万円」と、前項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条」とあるのは「第十三条の八」と、「六十六万円」とあるのは「十七万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

掲げる額とを合算した額

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、五十七万円に当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者 イに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十条」とあるのは「第十三条の六の三」と、「六十七万円」とあるのは「二十六万円」と、前項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条」とあるのは「第十三条の八」と、「六十七万円」とあるのは「十七万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

5 次 の各号のいずれかに該当する保険料の納付義務者に対して課する保険料の賦課額

のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第十三条の十三の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が三万円を超える場合には、三万円）とする。

一 第一項第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、ロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びハに掲げる額を合算した額

イ 当該年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の七を乗じて得た額

ロ 当該年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保険者均等割の保険料率に十分の七を乗じて得た額

ハ 当該年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に十分の七を乗じて得た額

二 第一項第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地

方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、三十一万円に当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、ロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びハに掲げる額を合算した額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の五を乗じて得た額

ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保険者均等割の保険料率に十分の五を乗じて得た額

ハ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に十分の五を乗じて得た額

三 第一項第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数が

(特例対象被保険者等の特例)
第十七条の三 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第十条第一項及び前条第一項

ら一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、五十七万円に当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、ロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びハに掲げる額を合算した額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の二を乗じて得た額

ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保険者均等割の保険料率に十分の二を乗じて得た額

ハ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に十分の二を乗じて得た額

6 | 第十三条の十五第二項及び第三項の規定は、前項各号イからハまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、これらの規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等の特例)
第十七条の三 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第十条第一項、第十三条の六の四、第十三条の九及び第十三条の十四並びに前条第一項

の規定の適用については、第十一条第一項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。第二項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第一項第一号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。第二項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第一項第一号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。第二項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第十七条の五 当該年度において、その世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第十三条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、十分の五を乗じて得た額（第十三条第二項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第四項に掲げる場合を除く。）。

3

（同条第三項又は第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第五項の規定の適用については、第十一条第一項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。第二項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第一項第一号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。第二項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第十七条の五 当該年度において、その世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第十三条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、十分の五を乗じて得た額（第十三条第二項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第五項に掲げる場合を除く。）。

3

4 第一項及び第二項の規定は、子ども・子

育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援

4|

5|

6|

前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第四項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と

、「第十三条」とあ

るのは「第十三条の六の五」と、第五項中「第十三条第三項」とあるのは「第十三条の六の五第三項」と読み替えるものとする。

8|

前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第十七条の二第二項各号」とあるのは「第十七条の二第五項各号」と、「第十三条」とあるのは「第十三条の十五」と、第六項中「第十三条第三項」とあるのは「第十三条の六の五第三項」と読み替えるものとする。

5|

6|

7|

納付金賦課額」と、「第十三条」とあるのは「第十三条の十五」と、第二項中「第十三条第三項」とあるのは「第十三条の十五第三項」と読み替えるものとする。

（出産被保険者の保険料の減額）

第十七条の六 当該年度において、世帯に出生産被保険者（政令第二十九条の七第五項第八号に規定する出生産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十六万円を超える場合には、六十六万円）とする（第五項に掲げる場合を除く）。

一 当該出生産被保険者に係る基礎控除後の

（出産被保険者の保険料の減額）

第十七条の六 当該年度において、世帯に出生産被保険者（政令第二十九条の七第六項第八号に規定する出生産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第十条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十七万円を超える場合には、六十七万円）とする（第六項に掲げる場合を除く）。

一 当該出生産被保険者に係る基礎控除後の

総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第三十二条の十の二で定める場合には、出産の日。第十七条の七第一項及び第二項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十条」とあるのは「第十三条の六の三」と、「六十六万円」とあるのは「二十六万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「出産被保険者という。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条」とあるのは「第十三条の八」と、「六十六万円」とあるのは「七万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に十二分の一を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第三十二条の十の三で定める場合には、出産の日。第十七条の七第一項及び第二項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十条」とあるのは「第十三条の六の三」と、「六十七万円」とあるのは「二十六万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「出産被保険者という。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条」とあるのは「第十三条の八」と、「六十七万円」とあるのは「七万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

5 第一項及び第二項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び十八歳以上

5| 当該年度において、第十七条の二に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第十条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十六万円を超える場合には、六十六万円）とする。

6| 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十条」とあるのは「第十三条の六の三」と、「六十六万円」とあるのは「二十六万円」と

と、第六項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。

8| 第五項及び第六項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第五項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条」とあるのは「第十三条の八」と、「六十六万円」とあるのは「十七万円」と

、第六項中「第十三条」

被保険者均等割」と、「第十条」とあるのは「第十三条の十三」と、「六十七万円」とあるのは「三万円」と、第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十五」と読み替えるものとする。

6| 当該年度において、第十七条の二に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第十条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十七万円を超える場合には、六十七万円）とする。

7| 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第六項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十条」とあるのは「第十三条の六の三」と、「六十七万円」とあるのは「二十六万円」と、「第十七条の二第一項各号」とあるのは「第十七条の二第三項の規定により読み替えられた同条第一項各号」と、第七項中「第十三条」とあるのは「第十三条の六の五」と読み替えるものとする。

9| 第六項及び第七項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第六項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第十条」とあるのは「第十三条の八」と、「六十七万円」とあるのは「十七万円」と、「第十七条の二第一項各号」とあるのは「第十七条の二第四項の規定により読み替えられた同条第一項各号」と、第七項中「第十三条」

とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

とあるのは「第十三条の十」と読み替えるものとする。

¹⁰ 第六項及び第七項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第六項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び十八歳以上被保険者均等割」と、「第十条」とあるのは「第十三条の十三」と、「六十七万円」とあるのは「三万円」と、「第十七条の二第一項各号」とあるのは「第十七条の二第二項各号」と、第七項中「第十三条」とあるのは「第十三条の十五」と読み替えるものとする。

(出産被保険者に関する届出)

第十七条の七

(出産被保険者に関する届出)

第十七条の七

(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第十七条の八 当該年度において、その世帯に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者(以下「十八歳未満被保険者」という。)がある場合における当該十八歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第十三条の十五の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第十七条の二第五項、第十七条の五第四項の規定により読み替えられた同条第一項若しくは同条第八項の規定により読み替えられた同条第五項又は第十七条の六第五項の規定により読み替えられた同条第一項若しくは同条第十項の規定により読み替えられた同条第六項に規定する基準に従い当該十八歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険

料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第十三条の十五第三項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第十三条の十五第三項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

議案第 4 6 号 宇部市国民健康保険条例中一部改正の件 説明資料

1 改正趣旨

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の施行及び「国民健康保険法施行令」の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの。

2 改正内容

(1) 子ども・子育て支援納付金の導入に伴う整備

令和 8 年度から「子ども・子育て支援納付金」の納付に要する費用に充てるための保険料の賦課総額、賦課額、所得割額の算定、賦課額の保険料率、賦課限度額及び保険料の軽減に係る規定の新設

※ 18 歳未満（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）の被保険者については、「子ども・子育て支援納付金」の被保険者均等割額を全額軽減

(2) 保険料賦課限度額の引上げ（基礎賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額）

区 分	現 行	改正後	増 減
基礎賦課額	66 万円	67 万円	+1 万円
後期高齢者支援金等賦課額	26 万円	26 万円	なし
介護納付金賦課額	17 万円	17 万円	なし
子ども・子育て支援納付金賦課額		3 万円	+3 万円
合 計	109 万円	113 万円	+4 万円

※ 基礎賦課額とは、国保被保険者の医療費に充てるための賦課額

※ 賦課限度額が引き上げられるということは、より高所得者に負担を求めようとするもの

（参 考）賦課限度額の推移

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
基礎分	63 万円	63 万円	65 万円	65 万円	65 万円	66 万円	67 万円
後期分	19 万円	19 万円	20 万円	22 万円	24 万円	26 万円	26 万円
介護分	17 万円	17 万円	17 万円	17 万円	17 万円	17 万円	17 万円
子ども分							3 万円
合 計	99 万円	99 万円	102 万円	104 万円	106 万円	109 万円	113 万円

(3) 保険料軽減判定所得基準額の引上げ（5割軽減及び2割軽減）

ア 次表により算出された額以下の場合、5割軽減に該当

区 分	軽 減 判 定 所 得 基 準 額
現 行	43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数－1）＋30.5 万円×被保険者数
改正後	43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数－1）＋31.0 万円×被保険者数

※ 7割軽減に該当する場合を除く。

イ 次表により算出された額以下の場合、2割軽減に該当

区 分	軽 減 判 定 所 得 基 準 額
現 行	43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数－1）＋56.0 万円×被保険者数
改正後	43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数－1）＋57.0 万円×被保険者数

※ 7割軽減及び5割軽減に該当する場合を除く。

※ 軽減判定所得基準額が引き上がることで、より軽減に該当しやすくなる。

※ 軽減により減額された額は、公費（県 3/4、市 1/4）により補填される。

(4) 引用条文の条項ずれ、字句の修正の所要の整備

3 施 行 日

令和 8 年 4 月 1 日

4 経 過 措 置

改正後の規定は、令和 8 年度分の保険料から適用し、令和 7 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第二十八号

宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件

宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和七年条例第三十三号）の一部を次のように改める。

令和八年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

第九条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第十条の見出し及び同条第一項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第十三条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第十六条第六号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第七号中「並びに」を「その他の」に改める。

第十八条第一項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第二十条第三項中「係る利用定員」の下に「（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項又は第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第二十二条の二 子ども・子育て支援法第三十条第一項第四号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前二条の規定は適用しない。

第二十六条後段を削る。

第二十七条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

「説明」

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和七年内閣府令第一号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。
これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件

第九条 乳児等通園支援事業者の職員は、健

全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を
備え、児童福祉事業に熱意のある者であつ
て、できる限り児童福祉事業の理論及び実
際について訓練を受けた者でなければなら
ない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技
能の向上等）

第十条 乳児等通園支援事業者の職員は、常
に自己研鑽^{きんさん}に励み、法に定める事業の目的
を達成するために必要な知識及び技能の修
得、維持及び向上に努めなければならない。

（虐待等の防止）

第十三条 乳児等通園支援事業者の職員は、
利用乳幼児に対し、法第三十三条の十第一
項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児
の心身に有害な影響を与える行為をしては
ならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第十六条

六 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

七 乳児等通園支援事業の利用の開始及び
終了に関する事項並びに 利用に当たっ
ての留意事項

（秘密保持等）

第十八条 乳児等通園支援事業者の職員は、
正当な理由がなく、その業務上知り得た利
用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしては
ならない。

（乳児等通園支援事業の区分）

第二十条

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件

第九条 乳児等通園支援事業所の職員は、健

全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を
備え、児童福祉事業に熱意のある者であつ
て、できる限り児童福祉事業の理論及び実
際について訓練を受けた者でなければなら
ない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技
能の向上等）

第十条 乳児等通園支援事業所の職員は、常
に自己研鑽^{きんさん}に励み、法に定める事業の目的
を達成するために必要な知識及び技能の修
得、維持及び向上に努めなければならない。

（虐待等の禁止）

第十三条 乳児等通園支援事業所の職員は、
利用乳幼児に対し、法第三十三条の十第一
項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児
の心身に有害な影響を与える行為をしては
ならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第十六条

六 利用定員

七 乳児等通園支援事業の利用の開始及び
終了に関する事項その他の利用に当たっ
ての留意事項

（秘密保持等）

第十八条 乳児等通園支援事業所の職員は、
正当な理由がなく、その業務上知り得た利
用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしては
ならない。

（乳児等通園支援事業の区分）

第二十条

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員

の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

（職員）

第二十二條

（準用）
第二十六條 第二十三條及び第二十四條の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第二十三條中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第二十四條中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

（電磁的記録）

第二十七條 乳児等通園支援事業者及びその

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七條第一項又は第二十九條第一項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

（職員）

第二十二條

（設備及び職員の基準の特例）

第二十二條の二 子ども・子育て支援法第三十條第一項第四号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前二條の規定は適用しない。

（準用）

第二十六條 第二十三條及び第二十四條の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

（電磁的記録）

第二十七條 乳児等通園支援事業者及びその

職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

議案第 28 号

宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件

1 目的

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの。

2 改正内容

- （１）特定教育・保育及び特定地域型保育（※１）の確保が困難である離島その他の地域で特例保育（※２）を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において、宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 20 条に規定する「一般型乳児等通園支援事業」を行う場合には、同条例で規定する設備の基準（第 21 条）及び職員（第 22 条）の規定を適用しないこととするもの。（第 22 条の 2）

※１：特定教育・保育

認定こども園、幼稚園、保育所

特定地域型保育

小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、
事業所内保育事業

※２：特例保育

特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育

- （２）乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令において定める用語の変更にあわせて所要の整備を行う。

3 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第二十九号

宇部市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件

宇部市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和八年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

目次

宇部市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準（第三条）

第二節 運営に関する基準（第四条―第三十二条）

第三章 雑則（第三十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般原則）

第二条 特定乳児等通園支援事業者（法第五十四条の三に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支

給対象小学校就学前子ども（法第三十条の十四に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設及び法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業（法第五十九条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市は、特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の内容の一層の向上が図られるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

6 特定乳児等通園支援事業者は、宇部市暴力団排除条例（平成二十三年条例第十九号）第二条第一号に規定する暴力団と密接な関係を有する者及び同条第二号に規定する暴力団員であってはならない。

第二章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第三条 特定乳児等通園支援事業者は、一時間当たりの利用定員（法第五十四条の二第一項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第三十条の十六に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して一月当たりの利用定員を定めるものとする。

第二節 運営に関する基準

（面談）

第四条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第十九条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十二条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第一項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第五条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あつせん及び要請に対する協力）

第六条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第五十四条の三において準用する法第五十四条第一項の規定により市町村が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第七条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十八条の二十四各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第八条 特定乳児等通園支援事業者は、法第三十条の十五第一項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第九条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第五十六条第一項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第十条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育及び法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第十一条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第十二条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第三十条の二十第五項（法第三十条の二十一第三項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第三十条の二十第三項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

二 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

三 食事の提供に要する費用

四 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

五 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第二項及び第三項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第三項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第十三条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第十四条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第十五条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に市の評価制度に基づく第三者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第十六条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第十七条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知）

第十八条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該乳児等支援給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第十九条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第二十二条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

二 その提供する特定乳児等通園支援の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

五 第十二条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 第三条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員

七 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第二十條 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第二十一條 特定乳児等通園支援事業者は、第三条第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

（掲示等）

第二十二條 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十二条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第二十三條 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第十二条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第二十四條 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第二十五條 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、

その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第二十六条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第二十七条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第五十九条第一号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）、若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（苦情解決）

第二十八条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児

等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第三十条の十三において準用する法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第二十九条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第三十条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第三十一条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備等）

第三十二条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 第十四条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たつての計画
- 二 第十一条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- 三 第十八条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 第二十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 第三十条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三章 雑則

（電磁的記録等）

第三十三条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事

項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法
(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第二項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第二項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得

について準用する。この場合において、第二項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第四項」とあるのは「第六項において準用する第四項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第三項中「前項各号」とあるのは「第六項において準用する前項各号」と、第四項中「第二項」とあるのは「第六項において準用する第二項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第一号中「第二項各号」とあるのは「第六項において準用する第二項各号」と、第五項中「前項」とあるのは「第六項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第二項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

「説明」

子ども・子育て支援法第五十四条の三において準用する同法第四十六条第二項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める条例を制定するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 29 号

宇部市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件

1 目的

子ども・子育て支援法第 54 条の 3 において準用する同法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める条例を制定するもの。

2 概要

1 条例制定の経緯

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）が改正され、令和 8 年度から新たな給付として乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が実施される。

乳児等通園支援事業者は児童福祉法に基づく認可基準を満たすことが求められるとともに、法に基づく運営に関する基準を満たすことが求められる。

この運営に関する基準を満たしていることの確認は、市町村が、国が定める基準に従い、又は参酌して定める基準により行うこと、基準は条例で定めることとされていることから、本市の基準を条例で定めるもの。

2 条例の主な内容

- （１）利用定員に関すること（第 3 条）
- （２）利用者との面談実施に関すること（第 4 条）
- （３）支払方法に関すること（第 12 条）
- （４）運営規程に関すること（第 19 条）
- （５）勤務体制の確保等に関すること（第 20 条）
- （６）電磁的記録等に関すること（第 33 条）

3 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第40号

工 事 請 負 契 約 締 結 の 件

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

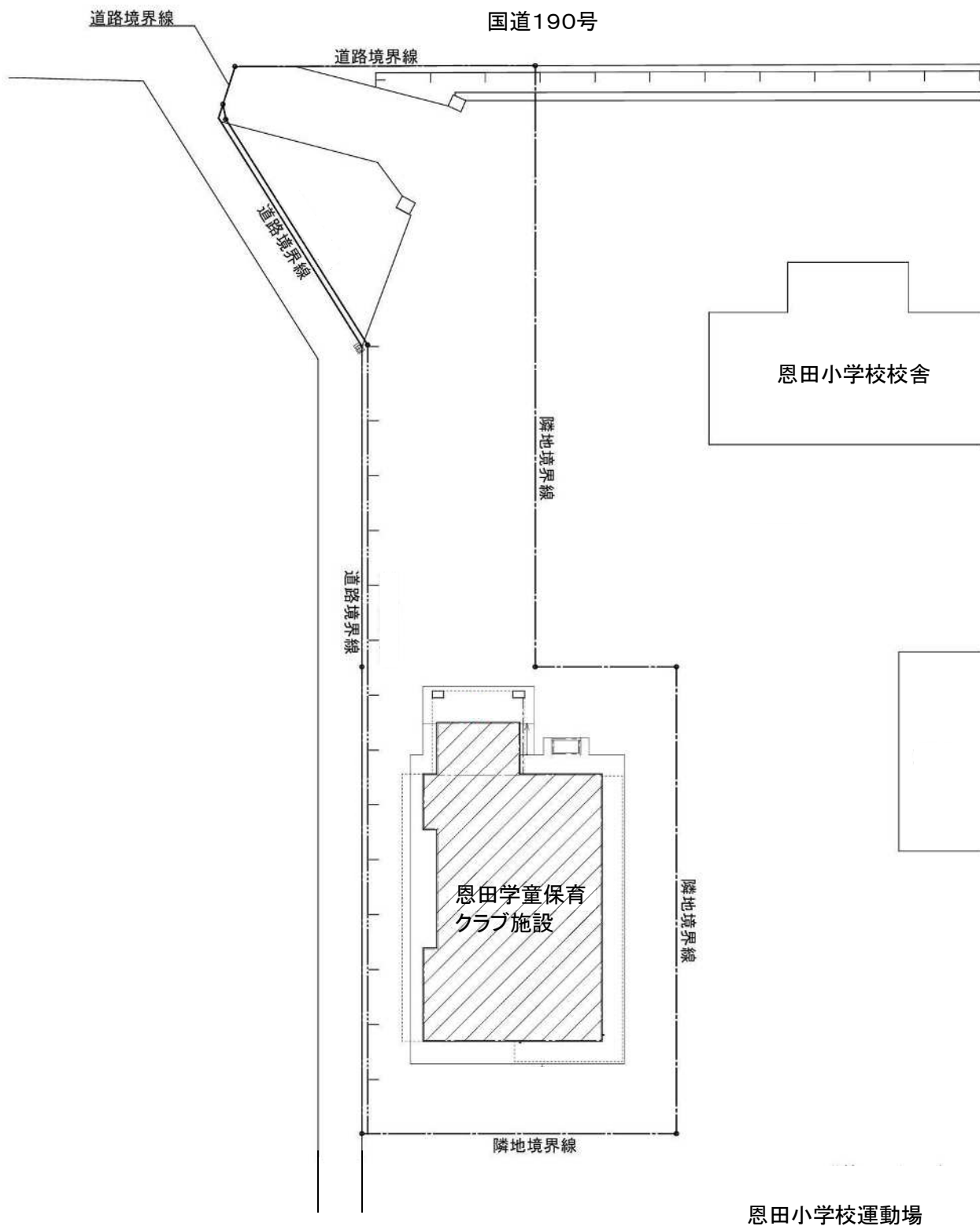
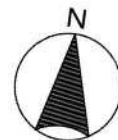
令和8年2月20日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 恩田学童保育クラブ施設新築（建築主体）工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 宇部市笹山町一丁目4番1号 |
| 3 | 請 負 金 額 | 一金 227,667,000円也
(うち消費税額及び地方消費税額 20,697,000円) |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 5 | 工 事 の 概 要 | 鉄骨造2階建て
延べ面積 499.69㎡ |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 宇部市大字妻崎開作874番地1
宇部工業株式会社
代表取締役社長 河野剛志 |

議案第40号参考図



凡	例
	工事箇所

配置図
S = 1/400